

## ふるさと越後の家づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 ふるさと越後の家づくり事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 ふるさと越後の家づくり事業は、品質・性能が明確な県産杉材製品である越後杉ブランド認証材（「越後杉ブランド認証規程（新潟県、平成13年11月22日施行）」を一定量使用する安全で安心な住宅の普及・定着及び県産材の利用拡大を図るとともに、併せて若者やUIJターン者等の定住促進と、県産瓦・県産畳・しっくい及び珪藻土塗りの利用をすすめる住宅建築関連産業の振興につなげることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、新潟県に事業所を有し、県内で居住するために第4条4及び第4条5に該当する戸建て住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）とする。

(補助基準等)

第4条 補助基準等は次のとおりとする。

2 建築主に対し事業内容を説明し、事業の申込み及び補助金の申請と取扱いについて同意を得ること。

3 使用する木材使用量の条件

項 目	新築	リフォーム	
		増築・改築	修繕・模様替
越後杉ブランド認証材使用量	5 m <sup>3</sup> 以上 かつ	5 m <sup>3</sup> 以上 かつ	5 m <sup>3</sup> 以上
床面積1 m <sup>2</sup> 当たりの使用量	0.09 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上	0.09 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上	-

なお、各用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てる工事をいう。
- (2) 「増築」とは、既存の建築物のある敷地内において、床面積の合計が増加する工事をいう。
- (3) 「改築」とは、既存の建築物の一部を除却し、これと用途、規模、構造が著しく異なる建築物を建てる工事をいう。  
なお、建築物の全部を取り壊して建て直す場合は「新築」とする。
- (4) 「修繕」とは、建築物の劣化した部分や部材、低下した性能や機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させる工事をいう。

(5) 「模様替え」とは、建築物を別の仕様でつくり替え、性能や品質を回復又は向上させる工事をいう。

4 数値基準は次のとおりとする。

越後杉ブランド認証材使用量	補助額
5 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 未満	10万円
10 m <sup>3</sup> 以上 15 m <sup>3</sup> 未満	20万円
15 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 未満	30万円
20 m <sup>3</sup> 以上	40万円

5 建築主が次に掲げる基準のいずれかに該当する場合、定住促進加算として、10万円を上乗せする。

(基準)

①若者	原則として申請年度の4月1日現在の年齢が満35歳未満の者
②UIJターン者等	原則として申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降に新潟県に転入した者、または、現在新潟県外に居住する者で新潟県内に居住用住宅を建築し居住を予定する者

原則として申請年度の4月1日から遡り3年前の4月1日以降新たに農林水産業に就業した者または就業した者のいる世帯

①農業	新たに就農した者または農業法人等に就業した者
②林業	林業労働力確保改善計画認定事業体等林業事業体に就業した者
③水産業	漁業経営体に就業または新たに経営をはじめた者

6 住宅に使用する瓦について次に掲げる基準に該当する場合、県産瓦加算を上乗せする。

(基準)

県産瓦	住宅の屋根材として、県産焼瓦、これと同等の品質・性能を有すると認められる県産スレート瓦等（以下「県産瓦」という。）を使用する場合であって、県産瓦の代金が20万円以上の場合、以下の表のとおり上乗せする。
-----	--

(規模別加算額)

県産瓦屋根坪 (県産瓦屋根面積)	60坪未満 (100 m <sup>2</sup> 未満相当)	60坪以上100坪未満 (100 m <sup>2</sup> 以上166 m <sup>2</sup> 未満相当)	100坪以上 (166 m <sup>2</sup> 以上相当)
加算額	12万円	15万円	20万円

※ 加算額は、県産瓦を使用する屋根面積により決定する。

7 住宅に使用する畳について、次に掲げる基準に該当する場合、畳加算を上乗せする。

(基準)

県産畳	住宅の畳材として、県内畳業者が採寸、縫着、敷込を行う畳（以下県産畳という。）を使用する場合であって、材料費を含む県産畳施工代金が5万円以上の場合、10万円を上限に以下の表のとおり上乗せする。
-----	---

(規模別加算額)

県産畳 施工面積	畳数 (平米数)	4.5畳当たり (7.4m <sup>2</sup> 以上)	6畳当たり (9.9m <sup>2</sup> 以上)	8畳当たり (13.2m <sup>2</sup> 以上)	10畳当たり (16.5m <sup>2</sup> 以上)
加算額		2万円	3万円	4万円	5万円

※ 加算額は使用する畳数により、この表の額を組み合わせで決定する。

※ 1畳の大きさは、JIS規格の標準寸法による区分のうち182cm×91cm(中京間)を標準とする。

標準より小さいサイズの畳を使用する場合、標準に換算した畳数により加算額を決定する。

- 8 住宅に使用するしっくい塗り及び珪藻土塗りについて、次に掲げる基準に該当する場合、しっくい・珪藻土塗り加算を上乗せする。

(基準)

しっくい 塗り	住宅において県内左官業者が別紙1「既調合しっくい塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり上乗せする。
珪藻土 塗り	住宅において県内業者（左官業者・大工・工務店等）が別紙2「既調合珪藻土塗り標準仕様書」により施工する場合に以下の表のとおり上乗せする。

(規模別加算額)

しっくい・珪藻土塗り 施工面積	20 m <sup>2</sup> 以上 40 m <sup>2</sup> 未満	40 m <sup>2</sup> 以上 60 m <sup>2</sup> 未満	60 m <sup>2</sup> 以上 80 m <sup>2</sup> 未満	80 m <sup>2</sup> 以上
しっくい塗り加算額	5万円	11万円	14万円	19万円
珪藻土塗り加算額	4万円	8万円	10万円	13万円

※ しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合の加算額は、19万円を上限として、この表の額を組み合わせで決定する。

(募集)

第5条 募集は、毎年度、県のホームページ等にて受付期間を提示して開始し、募集年度の2月末日（2月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）まで行う。但し、当該年度の予算額に達し次第、終了する。

(申込み)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の募集期間内において、原則、上棟の10日前までに、ふるさと越後の家づくり事業申込書(第1号様式)を、別表1の機関の長(以下「局長」という。)に、別表2に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。なお、リフォームの場合は、原則、壁張りの10日前までの申込みとする。

(補助金交付予定者の決定)

第7条 局長は、第6条に規定する申込みがあった場合は、第3条及び第4条の基準に適合するか否かを審査し、その結果を補助金交付予定者決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更及び辞退)

第8条 第7条の規定により通知を受けた者(以下「交付予定者」)は、第6条の申込書に記載した第4条の4から8の各号に掲げる補助及び加算ごとの金額について、増額して実績報告する場合は、予め変更申込書(第3号様式)を局長に提出し、審査を受けなければならない。

なお、変更申込書の審査及び結果の通知については、第7条に準じるものとする。

2 交付予定者は、申込を辞退する場合、速やかに辞退届(第4号様式)を局長に提出しなければならない。

なお、第11条に定める期日までに補助金の申請がない場合は辞退したものと見なすものとする。

(現地確認)

第9条 第6条に規定する申込みをした者(以下「申込者」)は、越後杉ブランド認証材の使用状況の確認を受けるため、原則、上棟の10日前までに、木拾い表等使用部材明細のわかる書類を添えて、現地確認依頼書(第5号様式)を局長に提出しなければならない。

なお、現地確認依頼書に記載する現地確認希望日は、上棟後の骨組が確認できる段階で、かつ第11条に定める補助金の申請前としなければならない。

2 局長は、前項の現地確認依頼書の提出を受け、申込者に対し、現地確認の実施の有無、及び現地確認を実施する場合その日時を連絡するものとする。

3 申込者は、現地確認に立会い、協力しなければならない。

(建売住宅等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する住宅を建設しようとする者(以下、事業者)は、原則上棟の10日前までに、事前確認依頼書(第6号様式)に、別表2に掲げる書類のうち(ア)から(ウ)及び(オ)並びに木拾い表等使用部材明細のわかる書類と住宅建設場所の現況の全景写真を添えて、局長に提出することができる。

- (1) 上棟前に売買契約が成立していない建売住宅
- (2) 3月11日から3月31日の間に上棟する住宅
- (3) 4月1日から4月10日の間に上棟する住宅
- (4) 越後杉ブランド認証材の納材完了日が上棟日の属する年度の翌年度となる住宅

2 局長は、前項の事前確認依頼書の提出を受け、事業者に対し、現地確認の実施の有無、及び現地確認を実施する場合その日時を通知するものとする。

3 事業者は、現地確認に立会い、協力しなければならない。

4 局長は、現地確認または書類審査を行い、適正であると認めたときは、事前確認結果通知書（第7号様式）により事業者へ通知する。

5 前項の通知を受けた者は、第1項の各号ごとに下表に定める年度において募集があった場合には、第6条の規定に関わらず、当該年度の補助基準その他の規定に基づき申込みを行うことができることとする。

なお、第1項の(1)に該当する場合は、別表2に定める提出書類のうち、建設工事請負契約書の写しを売買契約書の写しに代えることとする。

該当する号数	申込できる年度
第1項の(1)	第2項に定める通知を受けた年度
第1項の(2)	上棟日の属する年度の翌年度
第1項の(3)	上棟日の属する年度
第1項の(4)	越後杉ブランド認証材の納材完了日が属する年度

#### (補助金の申請)

第11条 交付予定者は、補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第1号様式の2）に別表3に掲げる関係書類を添付して、当該年度の3月20日（当日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに局長に提出しなければならない。なお、補助金交付要綱第11に規定する状況報告書（要綱別記第5号様式）は、補助金交付申請書兼実績報告書をもってこれに代えるものとする。

2 交付予定者は、越後杉ブランド認証材の納材に係る伝票類（納材伝票、請求書等）の記載内容と越後杉ブランド認証材納品書兼証明書（第8号様式）の数量の整合を確認した上で、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとする。

※なお、伝票類は、越後杉ブランド認証材を表す表記がされていること。

3 交付予定者は、前項の納材に係る伝票類について、補助事業の完了検査その他局長の求めがあった際には、これを提示しなければならない。但し、予め写しを提出することで提示に代えることができるものとする。

4 交付予定者が、越後杉ブランド認証規程に定める認証工場を兼ねており、自社で製材した部材を使用する場合、本条第2項の納材に係る伝票類は、越後杉ブランド認証に関する運営要領（新潟県木材組合連合会）に定める越後杉ブランド認証材に係る製品管理台帳等に代えるものとする。

5 補助金交付申請書兼実績報告書（要綱第1号様式の2）の添付書類に使用する写真

の撮影管理基準は、別紙3「ふるさと越後の家づくり事業写真撮影管理基準」によるものとする。

- 6 補助金の申請内容について、局長が必要と認める場合、越後杉ブランド認証材その他の納材状況について、当該申請者の立会いを求めて現地を確認できるものとする。

(補助金の交付決定)

第12条 局長は、第11条に規定する補助金申請書兼実績報告書が適当であると認めるときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（第9号様式）により当該申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、局長は、交付決定取消通知書（第10号様式）により、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則、補助金交付要綱又はこの要領の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(併用できない事業の範囲)

第14条 ふるさと越後の家づくり事業と、国土交通省が行う地域型住宅グリーン化事業とを併用申請する場合は、定住促進及び県産瓦、県産畳、しっくい・珪藻土塗りの加算はできないものとする。

また、地域型住宅グリーン化事業において、地域材を多用し20万円を限度とする加算を受ける場合は、ふるさと越後の家づくり事業との併用申請はできないものとする。

(新潟県産材の需要拡大に係る協力)

第15条 補助金の交付を受けた者は、県産材の需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった住宅の写真提供等について、県から依頼があった場合、協力を努めるものとする。

(書類の保存)

第16条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、本事業の申請に係る関係書類と合わせて、補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(報告等)

第17条 局長は、次に掲げる事項について、知事に報告等を行わなければならない。

- (1) 申込状況（期日、様式は知事が別に定める）
- (2) 補助金交付実績（期日、様式は知事が別に定める）
- (3) 第8条の2に規定する辞退届（受理後、写しを知事へ提出する）
- (4) しっくい塗り施工証明書（実績確定後、写しを知事へ提出する）
- (5) 産地証明書類の写し（期日は知事が別に定める）

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年9月18日から施行する。

附則 この要領は、平成22年2月26日から施行する。

附則 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年3月19日から施行する。

附則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年6月25日から施行する。

附則 この要領は、平成26年3月20日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月19日から施行し、平成29年度事業に適用する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のふるさと越後の家づくり事業実施要領（以下「新要領」という。）第6条の規定に関わらず、平成30年5月末日までは、平成30年4月1日以降に最終の納材があった住宅について申込みができるものとする。

3 新要領第9条第1項から第3項の規定は、平成30年6月1日以降に、別表1の機関へ持参もしくは郵送着となる申込みについて適用する。

別表 1 (第 6 条関係・機関の長・書類提出先)

建築する区域	提出する地域機関
村上市、関川村、栗島浦村	村上地域振興局農林振興部林業振興課
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	新潟地域振興局農林振興部林業振興課
阿賀町	津川地区振興事務所林業振興課
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、田上町、出雲崎町、弥彦村、刈羽村	長岡地域振興局農林振興部林業振興課
十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	南魚沼地域振興局農林振興部林業振興課
上越市、妙高市	上越地域振興局農林振興部林業振興課
糸魚川市	糸魚川地域振興局農林振興部林業振興課
佐渡市	佐渡地域振興局農林振興部林業振興課

別表 2 (第 6 条関係・申込時添付書類)

<p>(ア) 住宅建築予定地地図</p> <p>(イ) 建築確認済証及び建築確認申請書 (第 1 面から第 6 面) の写し</p> <p>(ウ) 建築確認申請を必要としない場合、建築工事届 (第 1 面から第 4 面) の写し (但し、リフォームで届出が必要ない場合は不要)</p> <p>(エ) 建設工事請負契約書の写し (建売住宅の場合、売買契約書の写し)</p> <p>(オ) 図面 (平面図・立面図・伏図 (各階・基礎・小屋) ) (越後杉ブランド認証材の使用部分が確認できる図面であること)</p> <p>(カ) 申込時提出書類チェックリスト (第 1 号様式の 4)</p> <p>(キ) ※建築主の住民票 (申込み 3 ヶ月以内発行) 写し (若者・UIJ 加算を希望する場合)</p> <p>(ク) ※新規就業者の申告書 (第 1 号様式の 3) (農林水産業新規就業者加算を希望する場合)</p> <p>(ケ) ※屋根施工面積のわかる書類 (瓦加算を希望する場合)</p> <p>(コ) ※畳施工面積のわかる書類 (県産畳加算を希望する場合)</p> <p>(ク) その他、局長が審査に必要と認める書類</p> <p>※変更申込みの際は、事業変更申込書 (第 3 号様式) のほか、上記の添付書類のうち、変更に係る書類を添付すること。</p>
---



別表3（第11条関係・交付申請時添付書類）

- (ア) 事業成績書
- (イ) 越後杉ブランド認証材納品書兼証明書（第8号様式）
- (ウ) ※各加算適用証明書類（加算の適用がある場合）  
（補助金交付要綱別記の各証明書及び報告書等に記載の添付書類）
- (エ) 納材・納品・施工状況写真  
（別紙3「ふるさと越後の家づくり事業写真管理基準」による）
- (オ) 完成図面（申込時から変更がある場合）
- (カ) 県産材産地証明書類（第11号様式及び伐採届出書等の写し）
- (キ) 交付申請時提出書類チェックリスト（第12号様式）
- (ク) その他、局長が審査に必要と認める書類

※以下は、検査時に提示を求める書類（予め、写しを提出することも可）

・納材伝票類（納品書・請求書等）

（越後杉ブランド認証材を表す表記がされていること）

なお、申請者が越後杉ブランド認証工場を兼ねる場合、納材伝票類に代えて、製品管理台帳等